

五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、町議会議員の政務活動費の額を削減するため、五戸町議会政務活動費の交付に関する条例（令和6年条例第20号。以下「政務活動費条例」という。）の特例を定めるものとする。

(政務活動費の特例)

第2条 令和8年4月分から令和10年3月分までの政務活動費条例第4条の規定の適用については、同条中「20,000円」とあるのは、「10,000円」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。